■■■ 千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク■■■

消費者被害注意報

2023年 12月

_{No.} 111

「無料で屋根を点検します!」などと 業者が突然訪問してきたら要注意!



近所で家の屋根を工事している○○会社です。 無料でお近くの家の点検も実施しています。 よろしければ、お宅の屋根も点検しましょうか。

点検した結果、瓦が浮いていました。 修理しないと強風で瓦が飛んでしまい、 ご近所さんに迷惑をかけることになります。



今日ご契約なら3割引きで修理します。 火災保険も適用できますし、申請の代行も行います。

悪質業者の狙いはこれだ!!

- ・点検時に、わざと瓦を浮かせて、修理が必要な状況を作る。
- ・不安、安心、お得感を与えれば、騙して契約できる。



消費者トラブル防止のために



- ▶ 無料でも訪問業者に安易に点検させないようにしましょう。
- ▶ 訪問業者の話をうのみにせず、その場で契約しないようにしましょう。
- ▶ 契約前に複数の業者から見積りを取り、十分に比較検討しましょう。
- ▶ 保険金の活用を促されても、本当に保険適用できるケースなのか 保険会社にご自身で直接確認しましょう。申請手続きもご自身で 行いましょう。
- 契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。困ったらすぐに消費生活センターに相談しましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 2043-207-3000

____ ※月曜日~土曜日 9:00~16:30 ※祝日·年末年始は除く

発行: 千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111